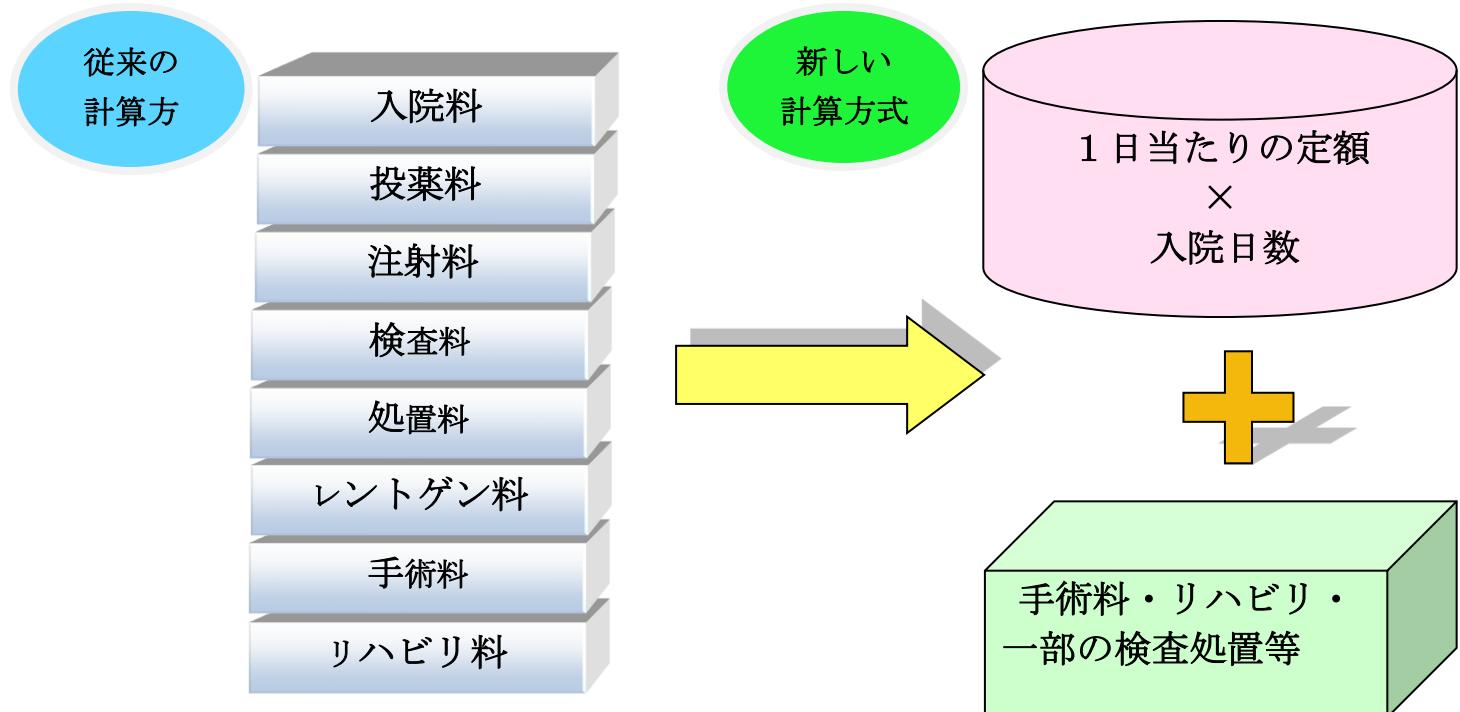


# 入院医療費「包括評価方式（DPC）」のご案内

当院では、入院費の計算方法が「包括評価方式（DPC）」と呼ばれる計算方法にて算定しております。DPCは、入院患者さまの疾患ごとに国で定められた1日ごとの金額からなる包括評価部分と出来高部分を組み合わせて計算し、入院費として請求するものです。1日当たりの金額は診断群分類と呼ばれる区分ごとに入院日数に応じて定められています。この1日あたりの定額に含まれるのは入院基本料や検査、投薬、注射、画像診断などです。手術や麻酔、一部の高度な検査の手技料などについては従来どおり「出来高払い方式」で算定されます。



※医療機関別係数 1.3594

(基礎係数 1.0063+機能評価係数 I 0.2436

+機能評価係数 II 0.0806+救急補正係数 0.0289)

※尚、下記の患者さまは対象外です

- ・入院 24 時間以内に死亡
- ・生後 7 日以内の新生児の死亡
- ・労働災害（労災）対象者
- ・臓器移植者の一部
- ・診断群分類区分に当てはまらない患者さま
- ・事故（自賠責）対象者
- ・高度先進医療の対象者
- ・治験の対象者